

精神障がい者に対する公共交通機関の運賃割引制度の適用を求める意見書

障害者基本法において、精神障がい者は、身体障がい者及び知的障がい者と同じく「障害者」と定義されており、障がい者の自立及び社会参加のための支援策として、医療や介護、雇用の促進等が規定されている。また、平成28年4月には、障害者差別解消法及び改正障害者雇用促進法が施行されるなど、障がい者を理由とするあらゆる差別の解消や、障がい者の自立及び社会参加の促進に向けた制度改正が進められてきている。しかしながら、昨今、中央省庁などによる障がい者雇用の水増し問題が明らかとなり、あらためて障がい者に対する社会的障壁を取り除き、障がいのない人と同じように働く機会を保障することの重要性を、再確認しているところである。

こうした中、多くの精神障がい者は、医療機関への通院や障害福祉サービス事業所への通所など、日常生活や社会参加のための移動手段として広く公共交通機関を利用しているが、各公共交通機関における運賃割引制度の対象は、身体障がい者及び知的障がい者に限定されていることが多く、精神障がい者にとって、その経済的な負担が自立や社会参加を妨げる要因の一つとなっており、速やかな改善が求められている。

よって、国におかれては、精神障がい者についても、身体障がい者及び知的障がい者と同等の運賃割引制度が適用されるよう交通事業者に対して働きかけを行うなど、必要な措置を講ずるよう強く求める。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成30年12月17日

大 垣 市 議 会